

全建事発第093号  
令和4年11月28日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔公 印 省 略〕

建設業法施行令の一部を改正する政令について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において令和3年11月22日より4回の検討会が行われた後、令和4年5月31日に見直し方針のとりまとめがなされ、本政令案にかかるパブリックコメントを経て、国土交通省より別添のとおり政令が公布された通知がありましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(通知の概要)

1. 近年の工事費の上昇を踏まえ、下記のとおり、金額要件の見直しを行う。

※ () 内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

2. 技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格の見直しを行う。
3. 受検資格の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとする。

以 上

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省通知文
- ・別紙2 新旧対照表（建設業法施行令の一部を改正する政令）

※詳細については下記URLを参照

（「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00139.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html)

（担当）事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp